

平成13年版

海難審判の現況

～さらなる海難の再発防止に向けて～



平成13年7月

海難審判庁

MARINEACCIDENTS INQUIRY AGENCY

ま え が き

21世紀を迎えた本年1月6日北海道開発庁、国土庁、運輸省及び建設省を母体として「国土交通省」が発足し、海難審判庁は、国土交通省の外局として設置された。国土交通省では、発足後まもなく「国土交通省の使命、目標、仕事の進め方」を公表したが、海難審判庁は、その使命の基本の一つである「海上の安全確保」の一翼を担っているところである。

ところで、海難の発生は、ここ数年漸減傾向を示しているが、人命や船舶等の財産の喪失、海洋環境の汚染を伴うなどの社会的に影響の大きい海難は依然として跡を絶たない状況にある。

平成11年から12年にかけて底びき網漁船の海難が相次いで発生しており、当庁は、これらについて早期の海難の調査及び審判を行い、本年春裁決を言い渡してその海難原因を明らかにしたところである。さらに底びき網漁船に関する過去の類似海難のほか、最近3年間（平成9年から平成11年）の漁船海難を分析して再発防止のための提言を公表するなど、海上交通の安全のための施策に反映させることに努めている。

また、海難の態様は、船舶の技術革新、運航形態の変化、国民の海洋レジャーへの志向等を背景に、近年ますます多様化・複雑化しており、当庁は、今後、より一層海難原因の早期究明に努力し、調査・分析機能を強化するとともに、その再発防止に有効な体制を構築していく必要がある。

このような海難審判業務の現状を紹介するため、はじめに特集として、海難審判制度及び重大海難事件等の歴史を振り返るとともに、21世紀の海難審判行政の目指す方向を示し、続いて平成12年における審判により究明された海難原因、海難の発生状況、調査及び審判の状況などについて統計的な分析を加え、ここに「平成13年版海難審判の現況」をとりまとめた。

本書が、海難の再発防止に寄与するとともに、一人でも多くの国民に読まれ、海難審判行政に対する理解を深めていただく一助となることを切に希望する。

平成13年版 海難審判の現況

目 次

用語・略語の説明	1
平成13年版 海難審判の現況のポイント	5
特 集 21世紀を迎えた海難審判庁	8
第1節 20世紀における当庁の果たした役割	8
第2節 21世紀を迎えた海難審判行政の基本的な方向	14
1 当面の重点改革事項	15
2 重点改革事項の実現に向けて	18
第1章 裁決における海難原因	19
第1節 海難原因	19
第2節 地方海難審判庁（第一審）の裁決における海難原因	19
1 事件種類別の海難原因	20
2 船種別の海難原因	27
3 海難原因と指摘された法人等	38
第3節 高等海難審判庁（第二審）の裁決における海難原因	40
1 衝突事件の海難原因	40
第2章 絶えることのない海難の発生	43
第1節 海難の認知	43
第2節 海難の発生の動向	45
第3節 発生海難の分析	45
1 水域別からみた発生の状況	45
2 事件種類別からみた発生の状況	48
3 船種別からみた発生の状況	49
4 海難による死傷者等の状況	50
5 外国船が関連した海難の発生の状況	51
6 プレジャーボート海難の発生の状況	53
第3章 海難の調査と審判開始の申立	56
第1節 理事官のしごと	56
1 幅広い調査	56
2 審判開始の申立	57
第2節 主要海難事件の調査状況	58
1 主要海難事件の現状	58
2 迅速調査への取り組み	62
第3節 調査業務の処理状況	63

1	調査状況の推移	63
第4節	審判開始の申立状況	64
1	申立事件の状況	64
2	海難発生から審判開始申立までの期間の状況	66
第4章	海難審判の状況	68
第1節	地方海難審判庁（第一審）における審判	68
1	主要海難事件の審判状況	68
コラム	重大海難事件の原因を解明	72
2	地方海難審判庁の審判	74
コラム	勧告裁決	81
第2節	高等海難審判庁（第二審）における審判	82
1	審判業務の状況	82
2	裁決事件の状況	84
第3節	より良い海難審判を求めて	85
1	参審員制度	85
2	海事補佐人制度	88
第5章	裁決に対する訴えの提起状況	90
第1節	裁決に対する訴えの提起	90
第2節	訴えの提起があった事件の状況	90
第6章	海難審判行政の推進と課題	92
第1節	海難防止施策への反映	92
1	再発防止のための広報活動	92
2	海難実態の研究分析	93
コラム	最近の研究分析	94
3	海難審判協会の事業	95
第2節	国際協力の推進	97
1	国際海事機関（IMO）への対応	97
2	国際海難調査官会議（MAIIF）	98
3	アジア地域海難調査機関会議（ARMAIM）	99
第3節	今後の課題	100
第7章	海難審判の概要	102
第1節	海難審判の目的とその手続	102
1	海難審判の目的	102
2	海難審判の手続	102
第2節	海難審判庁の現状	105
1	組織と管轄区域	105
2	予算と定員	107

資料編

図 表 目 次

第 1 章 裁決における海難原因

第 2 節 地方海難審判庁（第一審）の裁決における海難原因

1 - 2 - 1 表	事件種類別海難原因分類	20
1 - 2 - 2 図	衝突事件の海難原因	21
1 - 2 - 3 表	遵守されなかった航法の原因数	23
1 - 2 - 4 図	海上衝突予防法の適用航法等別分類	23
1 - 2 - 5 図	発生時刻別と天候別の状況（乗揚、居眠り）	25
1 - 2 - 6 図	発生時刻別と天候別の状況（乗揚、船位不確認）	26
1 - 2 - 7 表	主機の整備・点検・取扱不良による損傷状況	26
1 - 2 - 8 表	船種別海難原因分類	27
1 - 2 - 9 図	衝突事件の船種別相手船（漁船）	28
1 - 2 - 10 図	衝突事件の海難原因（漁船）	29
1 - 2 - 11 図	機関損傷事件の海難原因（漁船）	31
1 - 2 - 12 図	乗揚事件の海難原因（漁船）	31
1 - 2 - 13 図	衝突事件の船種別相手船（貨物船）	32
1 - 2 - 14 図	衝突事件の海難原因（貨物船）	33
1 - 2 - 15 図	乗揚事件の海難原因（貨物船）	35
1 - 2 - 16 図	機関損傷事件の海難原因（貨物船）	35
1 - 2 - 17 図	衝突事件の船種別相手船（プレジャーボート）	36
1 - 2 - 18 図	衝突事件の海難原因（プレジャーボート）	37

第 3 節 高等海難審判庁（第二審）の裁決における海難原因

1 - 3 - 1 表	事件種類別海難原因分類	40
1 - 3 - 2 図	衝突事件の海難原因	41
1 - 3 - 3 表	船種別の海難原因	41

第 2 章 絶えることのない海難の発生

第 1 節 海難の認知

2 - 1 - 1 図	海難認知の経路図	44
-------------	----------	----

第 2 節 海難の発生の動向

2 - 2 - 1 図	発生件数及び隻数の推移	45
-------------	-------------	----

第 3 節 発生海難の分析

2 - 3 - 1 図	水域別の発生件数	46
2 - 3 - 2 図	特定港等、主要水道及び主要海域における主な発生状況	47
2 - 3 - 3 図	事件種類別の発生件数の推移	49
2 - 3 - 4 図	船種別の発生隻数の推移	50
2 - 3 - 5 図	死傷者等の推移	51
2 - 3 - 6 図	外国船関連海難の発生件数及び隻数の推移	51
2 - 3 - 7 図	外国船の主な国及び地域別隻数	52
2 - 3 - 8 図	プレジャーボート海難の発生隻数の推移	53

2 - 3 - 9表	プレジャーボート海難の事件種類別発生隻数	54
2 - 3 - 10表	プレジャーボート海難における死傷者等の状況	54
2 - 3 - 11図	月別、曜日別発生状況	55
2 - 3 - 12図	時刻別、曜日別発生状況	55

第3章 海難の調査と審判開始の申立

第2節 主要海難の調査状況

3 - 2 - 1図	平成12年主要海難事件の発生件数	58
3 - 2 - 2表	事件種類別の発生件数の推移（主要海難事件）	59
3 - 2 - 3表	船種別の状況	59
3 - 2 - 4表	トン数別の状況	60
3 - 2 - 5図	主要海難事件の発生場所の状況	61
3 - 2 - 6表	平成12年に申立した主要海難事件の事件種類別件数	62
3 - 2 - 7表	過去3年間の主要海難事件の発生から申立までの平均期間	62

第3節 調査業務の処理状況

3 - 3 - 1表	理事官事務取扱状況	63
3 - 3 - 2表	理事官事務取扱状況の推移	64

第4節 審判開始の申立状況

3 - 4 - 1表	地方理事所別・事件種類別の申立件数	65
3 - 4 - 2表	受審人、指定海難関係人の事件種類別の状況	65
3 - 4 - 3表	受審人、指定海難関係人の職名別の状況	66
3 - 4 - 4表	受審人の受有海技免状別の状況	66
3 - 4 - 5図	海難発生から審判開始申立までの期間の状況	67
3 - 4 - 6表	最近5年間の海難発生から審判開始申立までの期間の推移	67

第4章 海難審判の状況

第1節 地方海難審判庁（第一審）における審判

4 - 1 - 1表	事件種類別件数	69
4 - 1 - 2表	審判開廷回数	73
4 - 1 - 3表	参審員参加件数	73
4 - 1 - 4表	証人出廷件数及び人数	73
4 - 1 - 5表	審判期間の状況	74
4 - 1 - 6表	地方海難審判庁別の審判事務取扱状況	74
4 - 1 - 7表	審判事務取扱状況の推移	75
4 - 1 - 8図	審判開廷回数の状況	75
4 - 1 - 9図	審判期間の状況	76
4 - 1 - 10図	受審人に対する懲戒の状況	76
4 - 1 - 11図	懲戒裁決を受けた者の免許種類別状況	77
4 - 1 - 12表	地方海難審判庁・事件種類別件数	78
4 - 1 - 13表	船種・事件種類別隻数	78
4 - 1 - 14図	裁決事件船種別の推移	79
4 - 1 - 15表	船種別・トン数別内訳	79

4 - 1 - 16表	受審人の年齢の推移	80
第2節 高等海難審判庁（第二審）における審判		
4 - 2 - 1表	審判事務取扱状況	82
4 - 2 - 2図	第二審請求者の状況	83
4 - 2 - 3表	管轄移転請求事件の事件種類別の推移	83
第3節 より良い海難審判を求めて		
4 - 3 - 1表	参審員参加事件の事件種類別状況	86
4 - 3 - 2図	過去10年間の参審員参加事件数の推移	86
4 - 3 - 3表	審判開廷回数（参審員参加）	87
4 - 3 - 4表	参審員知識・経験別任用状況	87
4 - 3 - 5表	海事補佐人登録者（資格別）数	88
4 - 3 - 6表	事件種類別補佐人選任状況	89

第5章 裁決に対する訴えの提起状況

第2節 訴えの提起があった事件の状況		
5 - 2 - 1表	訴訟事務取扱状況	91

第7章 海難審判の概要

第1節 海難審判の目的とその手続		
7 - 1 - 1図	海難審判の手続図	104
第2節 海難審判庁の現状		
7 - 2 - 1図	海難審判庁組織一覧図	105
7 - 2 - 2図	地方海難審判庁管轄一覧図	106

用語・略語の説明

海 難

海難審判法では、次のように定義している。

〔海難の発生〕

第2条 左の各号の一に該当する場合には、この法律による海難が発生したものとする。

- 1 船舶に損傷を生じたとき、又は船舶の運用に関連して船舶以外の施設に損傷を生じたとき。
- 2 船舶の構造、設備又は運用に関連して人に死傷を生じたとき。
- 3 船舶の安全又は運航が阻害されたとき。

すなわち、1号は「物の損傷」、2号は「人の死傷」、3号は「それ以外の海難」を規定している。

船 舶

海難審判法の対象となる船舶は、水上輸送の用に供する船舶のすべてである。自力航行できる船舶はもちろん、推進機関を有しないものも含まれ、船舶の種類、大小を問わない。しかし、海洋性レジャーに使用されるサーフボード、セールボード、水上スキー等は船舶とみなさないこととしている。

水 域

海難審判法が適用される水域は、世界の全水域である。

すなわち、日本国内の河川・湖沼や我が国の領海内で海難が発生すれば、日本船舶のみならず外国籍船舶（公用船等の治外法権を有するものは除く。）にも適用され、公海、外国の領海、外国の河川では、日本船舶のみ適用される。

海難の種類（事件種類）

海難の態様は、多種多様であるが、海難の種類としては、次のように分類している。

衝突...船舶が、航行中又は停泊中の他の船舶と衝突又は接触し、いずれかの船舶に損傷を生じた場合をいう。

衝突(単)...船舶が、岸壁、棧橋、灯浮標等の施設に衝突又は接触し、船舶又は船舶と施設の双方に損傷を生じた場合をいう。

乗揚...船舶が、水面下の浅瀬、岩礁、沈船等に乗リ揚げ又は底触し、喫水線下の船体に損傷を生じた場合をいう。

沈没...船舶が海水等の浸入によって浮力を失い、船体が水面下に没した場合をいう。

転覆...荷崩れ、浸水、転舵等のため、船舶が復原力を失い、転覆又は横転して浮遊状態のままとなった場合をいう。

遭難...海難の原因、態様が複合していて他の海難の種類の一に分類できない場合、又は他

の海難の種類の内いずれにも該当しない場合をいう。

行方不明...船舶が行方不明になった場合をいう。

火 災...船舶で火災が発生し、船舶に損傷を生じた場合をいう。

ただし、他に分類する海難の種類に起因する場合は除く。

爆 発...積荷等が引火、化学反応等によって爆発し、船舶に損傷を生じた場合をいう。

機関損傷...主機、補機が故障した場合、又は燃料、空気、電気等の各系統が損傷した場合をいう。

属具損傷...船体には損傷がなく、船舶の属具に損傷を生じた場合をいう。

施設損傷...船舶が船舶以外の施設と衝突又は接触し、船舶には損傷はないものの、当該施設に損傷を生じた場合をいう。

死 傷 等...船舶の構造、設備又は運用に関連し、乗組員、旅客等に死傷又は行方不明を生じた場合をいう。ただし、他に分類する海難の種類に起因する場合は除く。

安全阻害...船舶には損傷がなかったが、貨物の積み付け不良のため、船体が傾斜して転覆等の危険な状態が生じた場合のように、切迫した危険が具体的に発生した場合をいう。

運航阻害...船舶には損傷がなかったが、燃料・清水の積み込み不足のために運航不能におちいった場合のように、船舶の通常の運航を妨げ、時間的経過に従って危険性が増大することが予想される場合をいう。

船舶の種類 (船種)

旅 客 船...定期旅客船、カーフェリー、連絡船等、主として旅客の運送に従事する船舶で、旅客定員が12人を超えるものをいう。

貨 物 船...コンテナ船、自動車運搬船、砂利運搬船等、主として貨物の運送に従事する船舶をいう(油送船を除く)。

油 送 船...原油タンカー、ナフサタンカー、L P G 船等、油類(原油、石油精製品及びL P G 等)の運送に従事する船をいう。

漁 船...漁ろう船、さけ・ます母船、漁獲物運搬船等、漁船法第2条第1項第1号から第3号までに定める船舶をいう。

その他の船種としては、引船、押船、作業船、はしけ、遊漁船、プレジャーボートなどがある。なお、プレジャーボートとは、モーターボート、水上オートバイ、ヨット等、海洋性レジャーに使用される船舟類の総称として使用している。

トン数

総トン数をいう。

重大海難事件

海難事件のうち、原因が複雑な事件、規模が大きい事件又は社会的な影響が大きい事件であって、迅速かつ重点的な処理を要するため、海難審判理事所長又は地方海難審判理事所長が指

定したものをいう。

主要海難事件

海難事件のうち、人損、物損の程度、社会的な影響などが重大海難事件に達しないが、一般の海難事件より規模が大きく、迅速な処理を必要とするものをいう。（本統計では、重大海難事件も含めるものとする。）

略 語

法.....海難審判法

審判官.....海難審判庁審判官（地方海難審判庁及び高等海難審判庁に置かれる。）

理事官.....海難審判庁理事官（地方海難審判理事所及び海難審判理事所に置かれる。）
及び海難審判庁副理事官（地方海難審判理事所に置かれる。）

地方審判庁.....地方海難審判庁（同支部を含む。）

地方理事所.....地方海難審判理事所（同支所を含む。）

申立事件.....審判開始の申立が行われた事件

審判事件.....審判に係属している事件

審判期間.....審判開始の申立から裁決言渡までの期間

裁決事件.....裁決が行われた事件

第二審請求事件.....第二審が請求された事件